

資料 2

子ども・子育て支援金制度について

【子ども・子育て支援金制度の理念とその必要性】

- ・子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。
- ・少子化・人口減少が危機的な状況にある中、「子ども未来戦略」において、児童手当の抜本的拡充など、年3.6兆円規模の子ども・子育て政策の給付拡充を図ることとなりました。

【全世代・全経済主体にとっての支援金制度の意義】

- ・高齢者や子育て中ではない方々等、支援金を充てる給付を直接受けない方にとっても、実効性のある少子化対策によって我が国の経済・社会システムや地域社会を維持し、国民皆保険制度の持続可能性を高めることは、かけがえのない重要な意義を持っています。
- ・企業にとっては、実効性のある少子化対策の推進は、労働力の確保や国内市場の維持の観点から、極めて重要な受益となります。

【支援金の使途】

- ・企業や高齢者も含めた全世代・全経済主体から拠出いただくことを踏まえ、児童手当など全国共通の現金給付を中心とし、加えて子ども誰でも通園制度（現物給付）については、全国で利用要件に該当するすべての方へのサービス提供が行われるものとされています。

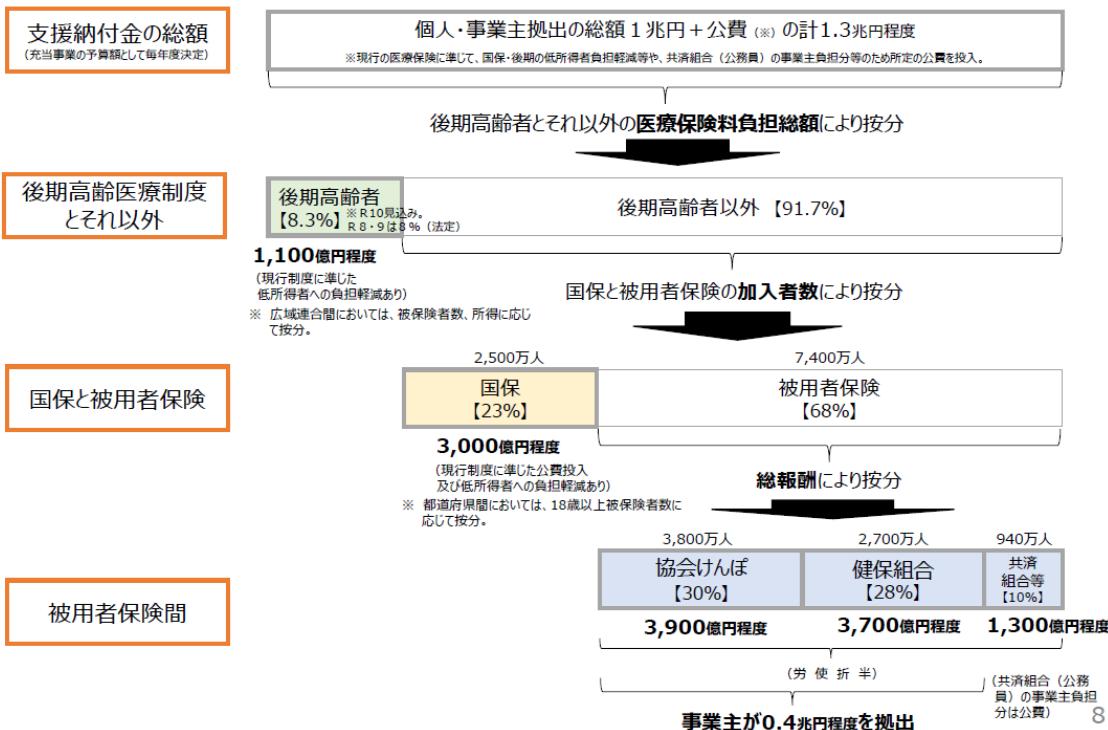
- ①児童手当（R6.10～）
- ②妊婦支援給付金（R7.4～）
- ③④出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金（R7.4～）
- ⑤子ども誰でも通園制度（乳児等支援給付）（R8.4～）
- ⑥国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除（R8.10～）
- ⑦子ども・子育て支援特例公債の償還金等

※令和6～10年度までの財源は、子ども・子育て支援特例公債の発行により賄う。

※支援納付金に関する重要事項については、子ども家庭審議会の意見を聴取する。

子ども・子育て支援納付金の按分（イメージ）

※数字はR10年度の見込み



8

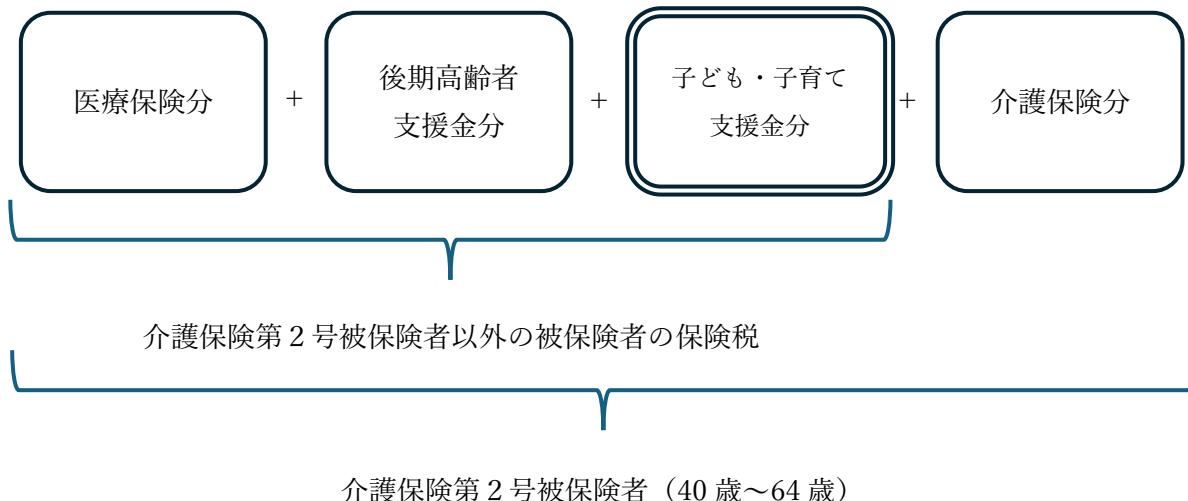
【子ども・子育て支援金の賦課・徴収について】

- ・医療保険者が被保険者から徴収する支援金は、各医療保険者の支援納付金の額に照らし、保険者が設定。
 →石狩市では、道本算定の金額を基に設定。
- ・国民健康保険においては、低所得者に対する応益分支援金の軽減措置（医療保険と同様の所得階層別の軽減率（7割、5割、2割）、被保険者の支援金額に一定の限度（賦課上限）を設ける措置等を講ずることとし、詳細は現行の医療保険制度に準ずる形で実施。
- ・国民健康保険における支援金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までのこどもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を講ずる。
 →18歳未満の軽減分については、18歳以上の被保険者で負担となる。（資料1頁の18歳以上均等割額）
- ・医療保険者への財政支援として、医療保険制度における介護納付金の例を参考に、保険者の支援納付金の納付業務に係る事務費の国庫負担等、国民健康保険に関する定率負担・補助等の措置を講ずる。

【子ども・子育て支援金の法的性格について】

- ・国民健康保険法施行令では、子ども・子育て支援金に係る賦課額は、医療保険上の給付や介護保険に係る賦課額とは区分した上で、保険税の一部として規定しています。

(参考) 改正後の石狩市国民健康保険税の構成要素



こどもみんなが
こども家庭庁 子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

(月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め)

	加入者一人当たり支援金額			(参考) 加入者一人当たり 医療保険料額 (令和3年度実績) (②)	(参考) ①/②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額(①)		
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 (参考) 被保険者一人当たり 450円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 600円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 800円	10,800円 (参考) 被保険者一人当たり 17,900円	4.5%
協会けんぽ	250円 (参考) 被保険者一人当たり 400円	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	10,200円 (参考) 被保険者一人当たり 16,300円	4.3%
健保組合	300円 (参考) 被保険者一人当たり 500円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 850円	11,300円 (参考) 被保険者一人当たり 19,300円	4.6%
共済組合	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 750円	600円 (参考) 被保険者一人当たり 950円	11,800円 (参考) 被保険者一人当たり 21,600円	4.9%
国民健康保険 (市町村国保)	250円 (参考) 一世帯当たり 350円	300円 (参考) 一世帯当たり 450円	400円 (参考) 一世帯当たり 600円	7,400円 (参考) 一世帯当たり 11,300円	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%

子ども・子育て支援金に関するモデルケース（本算定後）

両親 子ども2人（18歳未満）均等割り2人

所得金額	50万円	150万円	250万円	350万円	925万円
軽減※	7割軽減	5割軽減	2割軽減	-	-
所得割	1,450円	4,350円	7,250円	10,150円	26,800円
均等割	2,200円（660円）	2,200円（1,100円）	2,200円（1,760円）	2,200円	2,200円
平等割	1,000円（300円）	1,000円（500円）	1,000円（800円）	1,000円	1,000円
年額	2,410円	5,950円	9,810円	13,350円	30,000円 (賦課限度額)

子ども・子育て支援金構成
保険税構成
所得割 0.29%
均等割 1,100円
(18歳未満は10割軽減)

所得金額	50万円	150万円	250万円	350万円	849万円
軽減	7割軽減	5割軽減	2割軽減	-	-
所得割	1,450円	4,350円	7,250円	10,150円	24,600円
均等割	4,400円（1,320円）	4,400円（2,200円）	4,400円（3,520円）	4,400円	4,400円
平等割	1,000円（300円）	1,000円（500円）	1,000円（800円）	1,000円	1,000円
年額	3,070円	7,050円	11,570円	15,550円	30,000円 (賦課限度額)

両親 子ども2人（18歳以上）均等割り4人

所得金額	50万円	150万円	250万円	350万円	849万円
軽減	7割軽減	5割軽減	2割軽減	-	-
所得割	1,450円	4,350円	7,250円	10,150円	24,600円
均等割	4,400円（1,320円）	4,400円（2,200円）	4,400円（3,520円）	4,400円	4,400円
平等割	1,000円（300円）	1,000円（500円）	1,000円（800円）	1,000円	1,000円
年額	3,070円	7,050円	11,570円	15,550円	30,000円 (賦課限度額)

※低所得世帯に対する軽減措置・・・所得に応じて均等割・平等割を軽減。表中均等割・平等割の（）内の金額が軽減後の金額。
年額は（）内の数字を基に算出。